

◇大阪市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料等を改定することにした。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく事務に係る手数料等を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(経済戦略局産業振興部産業振興課、計画調整局開発調整部開発誘導課、計画調整局建築指導部建築確認課、都市整備局企画部安心居住課)